

吉野町中期財政計画

「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う

感動生まれる 吉野町

令和 3 年 6 月

吉 野 町

吉 野 町 中 期 財 政 計 画

はじめに 中期財政計画の目的・役割	1
-------------------------	---

1. 吉野町の財政状況

平成8年度から令和元年度までの決算、令和2年度決算見込

(1) 歳入の状況	2
(2) 歳出の状況	3
(3) 基金の状況	6
(4) 町債残高の状況	7
(5) 経常収支比率の状況	8
(6) 財政指標の状況	9
(7) 主な財政指標の全国類似団体との比較	11

2. 今後の財政収支の見通し

(1) 第5次総合計画との関係	13
(2) 計画期間	13
(3) 試算前提条件	13

【歳入の試算条件】

【歳出の試算条件】

3. 中期財政計画の推計

(1) 歳入歳出の推計	16
(2) 基金の推計	17
(3) 町債残高の推計	17
(4) 財政健全化判断比率の推計	17

4. 中期財政計画の見直しと公表	21
------------------------	----

はじめに

中期財政計画の目的・役割

【「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う
感動生まれる 吉野町】の実現に向けて

わたしたちの吉野町は、昭和 31 年に旧吉野町、上市町、中荘村、中竜門村、国櫨村、竜門村が合併して生まれました。

その間、当町を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化、長期にわたる経済の低迷、情報化の進展、国際化、人々の価値観の多様化、また新型コロナウイルス感染症への対応などにより大きく変化してきています。

国においては、地方分権による機関委任事務の廃止が行われ、その後の三位一体改革（国庫補助金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しに関する一体的な改革）等が実施されました。その後、リーマンショックを端とした景気の落ち込みや東日本大震災の発生、新型コロナウイルス感染症のまん延など当町を取り巻く環境は変わってきました。そのような中、国はデジタル社会の実現、活気ある地方を創る、新たな人の流れをつくる、安心の社会保障など当町のかじ取りにも大きく影響するような政策の推進を打ち出しています。

平成 13 年度から 16 年度にかけては、近隣市町村との合併の話もありましたが、合併せずに『吉野町』として単独でこの厳しい時代を乗り切る道を選択せざるを得ませんでした。こうした中で、吉野町が一層の飛躍と発展を実現するためには、限られた財源の中で多様化する行政課題に的確に対応して行かなければなりません。平成 23 年 6 月に「吉野町第 2 次行財政改革大綱」・「第 2 次吉野町行財政改革プラン」を、また平成 28 年 9 月に「第 2 次吉野町行財政改革プラン 2016」を策定し、その中で、目標及び理念、実施期間及び各項目の改革方針を明らかにし、限られた財源の中で行政サービスの維持・向上を図り、「町民の幸せ」を実現し、元気な『吉野町』を目指すために、行政と町民が一丸となって行財政運営を進めてきました。

今回策定する「吉野町中期財政計画」は、このような厳しい経済情勢の中においても、第 5 次吉野町総合計画基本構想・前期基本計画並びに吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の戦略方針を踏まえた、【「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う 感動生まれる吉野町】の実現に向けた計画といえます。限られた財源を有効に活用し、「量の削減」と「質の向上」を両輪に、協働のまちづくりによる吉野町の発展に努めなければなりません。そして、町民が真の豊かさを実現するために、将来的に持続可能な行財政基盤を確立するとともに行財政運営の革新・改革を維持し、財政の健全性を確保するために本計画を策定するものです。

1 吉野町の財政状況

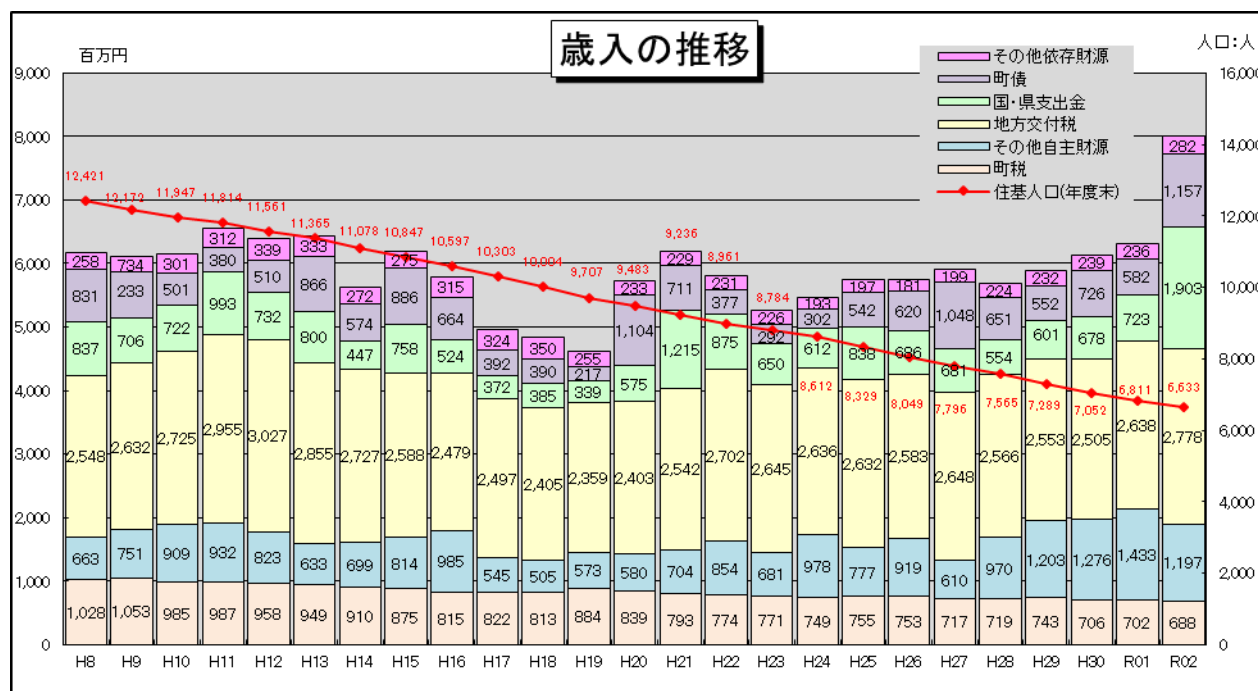
平成8年度から令和2年度決算

(1) 歳入の状況

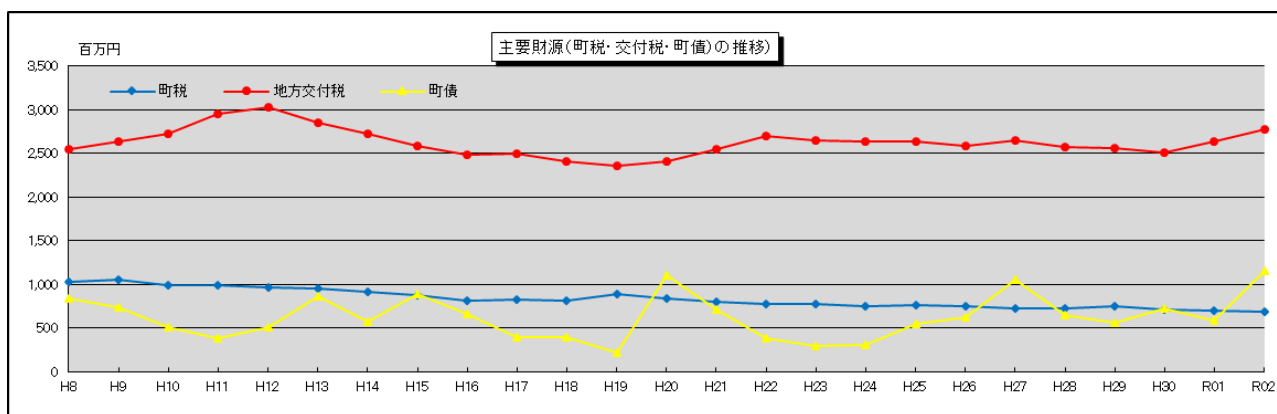
吉野町の収入には様々な種類があります。大きく分けて自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源とは、町税・使用料等のように町が自らの権限で直接収入するもので、依存財源は主に国や県などからの交付金や補助金等になります。

自主財源の根幹ともいべき町税は、人口の減少に伴う生産年齢人口の減少により、徐々に減少している状況であり、平成19年度に行われた税制改革により若干増加したものの、その後の世界的な金融危機に伴う景気悪化の影響を受け減収傾向が続いています。平成5年のピーク時と令和2年度決算見込みとを比較すると3億6千万円の減少となっています。

依存財源のうち、国・県支出金及び町債については、その年度に行われる投資的経費等の影響により年度間の増減があり、特に平成20年度及び平成21年度の増加は、CATVデジタル化事業・中学校改築事業の影響、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響のため大幅に増加しました。歳入の約半分を占める地方交付税は平成12年度をピークとして、「骨太の方針」に基づく行政のスリム化及び交付税改革の影響により、年々減少しています。その他依存財源については、平成11年度の恒久的な減税の実施に伴う減収補てんのための地方特例交付金、平成19年度からの国から地方への税源移譲へ向けての経過措置としての所得譲与税、地方の一般財源不足に対処するために特例的に借入のできる臨時財政対策債がそれぞれ創設されたことなどにより、平成18年度まで、年々増加の状況でした。平成19年度以降は三位一体改革などの影響により、依存財源の圧縮が行われ、とても厳しい財政状況となっています。



※R02については、R03. 1月末現在における決算見込額

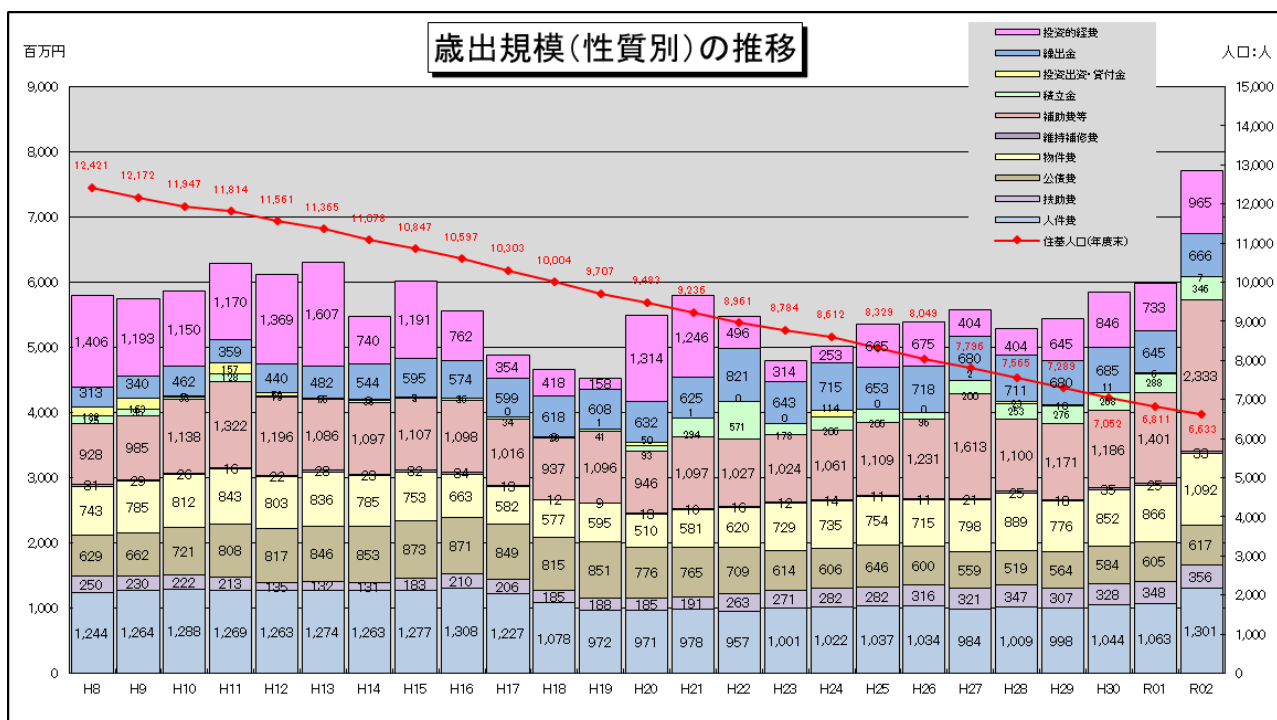


※R02については、R03. 1月末現在における決算見込額

(2) 歳出の状況

歳出にも様々な見方や種類がありますが、各年度の歳出を性質別で表したものが次の表になります。性質別には大きく経常的経費と投資的経費に分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。

義務的経費は、法令の規定や、その性質上必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できない経費であり、義務的経費の割合が多くなると、他の経費に充てる財源の余裕が無くなってしまいます。



※R02については、R03. 1月末現在における決算見込額

【人件費】

人件費については、平成 17 年度に退職勧奨制度の推進を行い、平成 18 年度から平成 20 年度まで給与を 3.5%カットしてきたことにより減少傾向にありましたが、平成 23 年度以降増加傾向にあります。令和 2 年度に増加した原因は会計年度任用職員制度が始まったことによるものです。また、職員数については勧奨退職後、新規採用を抑えていることもあり、平成 2 年度をピークに減少傾向にあります。

【扶助費】

平成 26 年度は臨時福祉給付金の増に伴うものです。当給付金の財源は、国からの補助金として確保されています。社会保障費への負担は高齢化率の上昇に伴い緩やかではありますが、増加の傾向にあります。

【公債費】

公債費については、平成 15 年度までは年々増加の傾向にありましたが、臨時財政対策債を含め新規の借入がある一方、既発行債償還のピークを終えたことにより、以降徐々に減少の傾向にあります。

【物件費】

物件費については、各経費の削減・節減努力に取り組んでいるものの、各種事務のシステム化の向上に伴う電算関係経費の増加等により、微増の傾向にあります。

【補助費等】

補助費等については、一部事務組合に対する負担金、水道事業への繰出金など年度によって経費の大幅な増減が現れています。平成 11 年度の増加は、地域振興券交付事業、また、平成 19 年度の増加の主な要因は、吉野病院への繰出金の増加、平成 26～27 年度は南和広域医療企業団への負担金が増加の原因となっています。本町の補助費等経費については、類似団体の平均値と比較すると高い水準となっています。

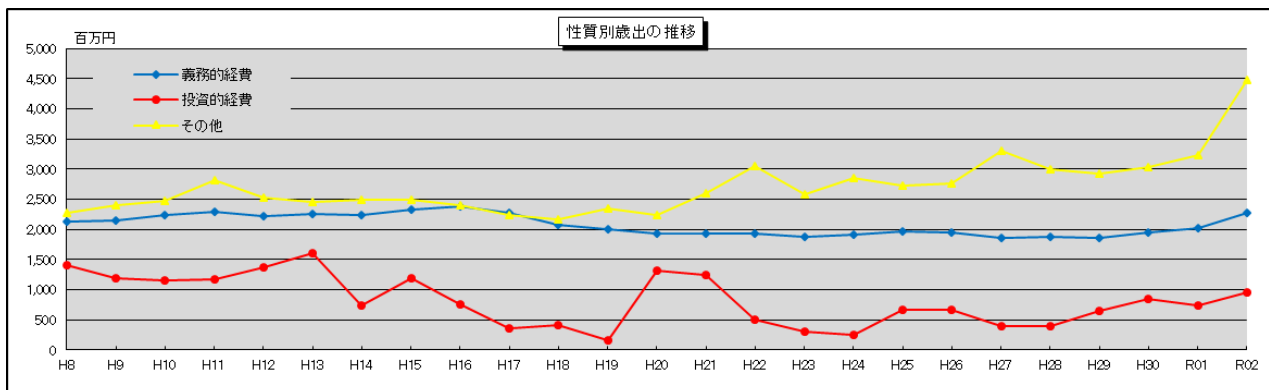
【繰出金】

繰出金については、介護保険、後期高齢者医療保険、下水道などの特別会計に対する繰出金が年々増加の傾向にあります。特に平成 12 年度から始まった介護保険への繰出の増加率が大きく、義務的経費における扶助費と同様に、町の高齢化に伴い今後についても増加の傾向が予想されます。

【投資的経費】

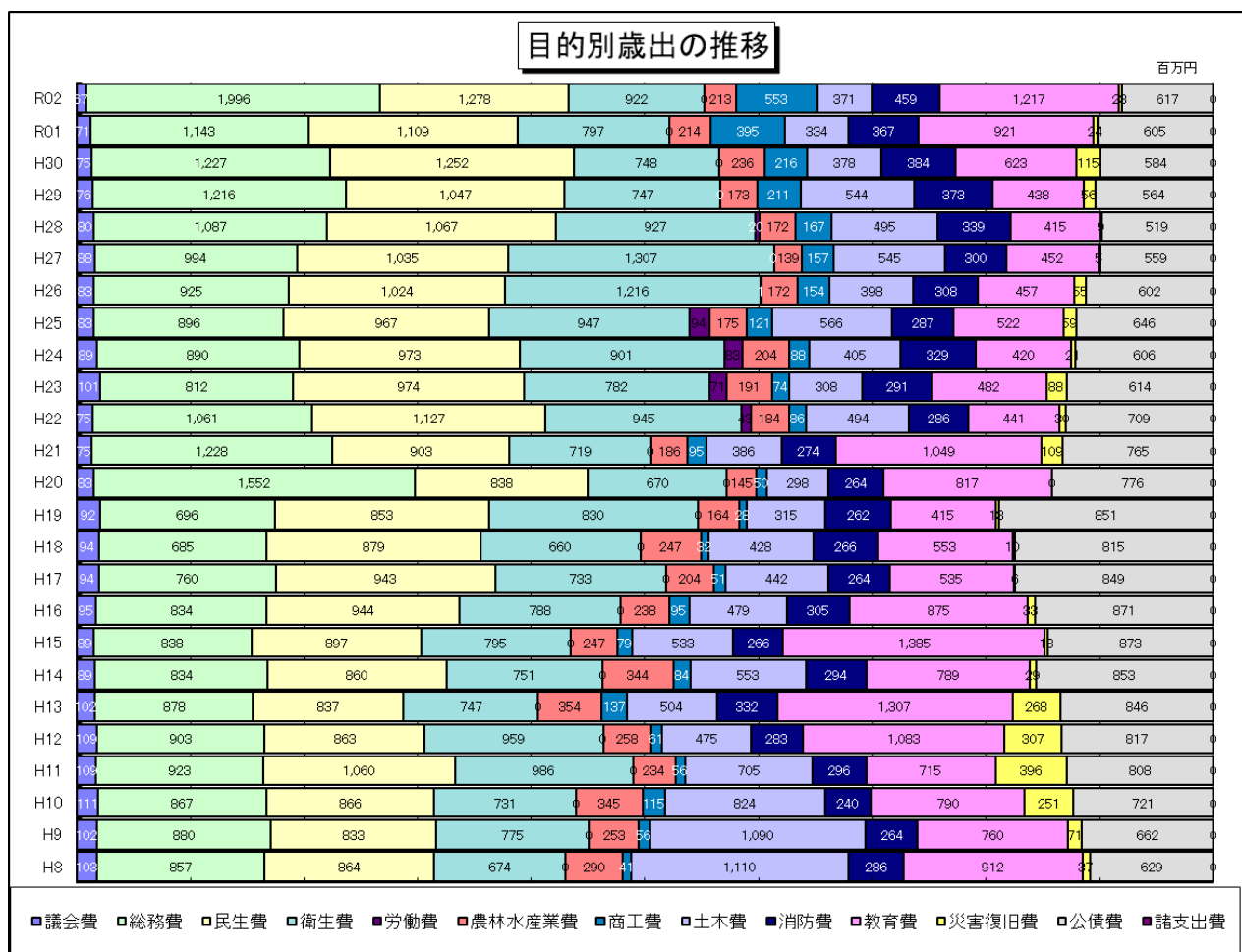
投資的経費については、各年度間の増減はあるものの決算上、大きな割合を占めています。過去 25 年間の主な事業としては、平成 6～8 年度に実施した上市駅前周辺整備事業、平成 12～13 年度の中央公民館大規模改修、平成 13 年度の中学校体育館大規模改修、平成 14～16 年度の吉野北小学校建設工事などを実施しています。平成 16 年度以降は、「骨太の方針」に基づく行政のスリム化の影響により年々大幅な減額を続けてきましたが、平成 20～21 年度にはアナログテレビのデジタル化に伴うCATVの改修工事、また教育施設の耐震化推進に伴い吉野中学校耐震化工事を行い、平成 25～29 年度には定住促進住宅の整備を行いました。その後も平成 30 年度に老人福祉施設の改修、吉野町中央公民館耐震化、令和元年度にはカヌーコースの整備を行いました。令和 2 年度からは 2 年間をかけて小中一貫校の校舎を建築しています。

義務的経費は、平成 16 年度までは人件費・公債費については伸び続けてきましたが、平成 17 年度から取り組んでいる新吉野町行政改革プログラムのもと、退職者の不補充や人件費カット等を行ってきた成果により減少に転じています。また、公債費についても平成 15 年度をピークに既発行債の償還が終了したことに伴い、減少の傾向にあります。



※R02については、R03. 1月末現在における決算見込額

次に、どのような目的に支出されたか(目的別歳出の推移)をみると、やはり扶助費・補助費が多く占める民生費・衛生費の割合が大きく伸びています。逆に農林水産業費及び土木費は、道路建設事業等の縮少、教育費はカヌー施設や小中一貫校の整備で一時的に増加していますが、学校の統廃合等により減少の傾向にあります。



※R02については、R03. 1月末現在における決算見込額

(3) 基金の状況

基金とは、家計でいう預貯金にあたるものです。

1) 財政調整基金の状況

財政調整基金とは、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。この残高が確保されていなければ、経済不況による税収入の減、災害の発生に対する支出などへの対応が難しくなります。

積立金残高の状況については、平成3年度をピークに建設事業などの事業実施にあたり多額の取崩しを行い平成 16 年度には3千万円台まで落ち込み、基金の枯渇が危惧される事態まで陥りました。

財政調整基金の適正規模は、一般的には標準財政規模の 15%程度とされており本町の令和 2 年度の標準財政規模が 34 億 7094 万円となっていることから5億 2064 万円以上の財政調整基金残高が必要となります。今後については、安易な取崩しをつつし、積立金残高の堅持に努める必要があります。

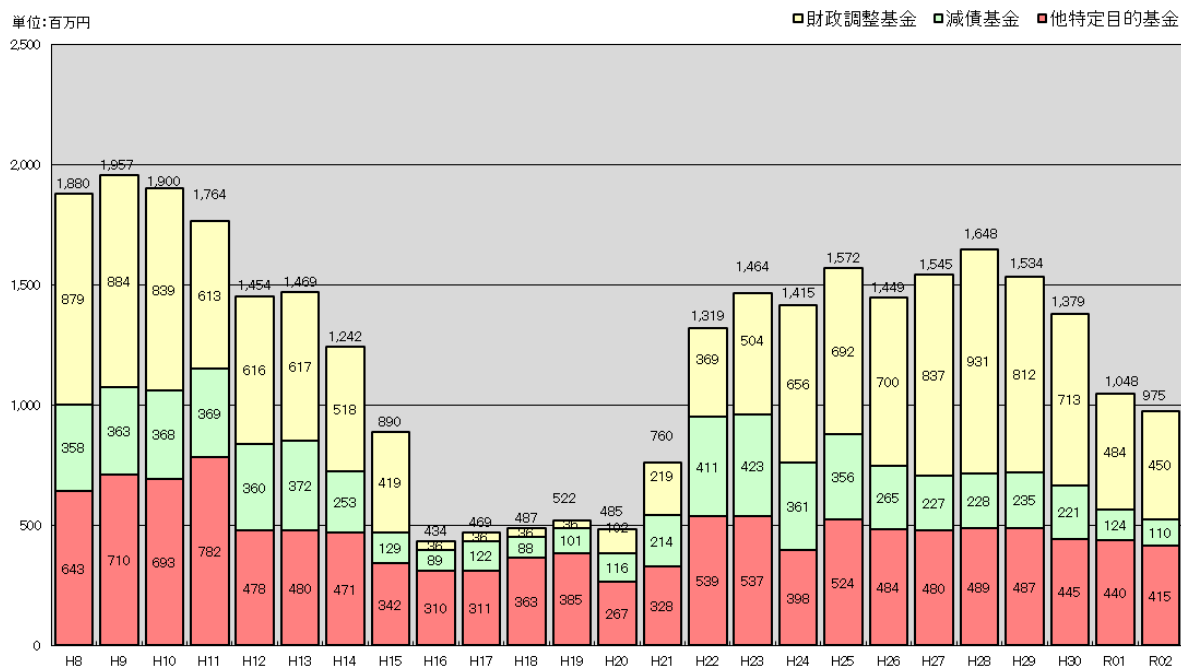
2) その他特定目的基金の状況

吉野町には、11の特定目的基金があります。減債基金は、主に起債の返済(公債費)の財源として使われます。その他にも、地域整備や福祉関係など、個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金があります。

区 分	平成27年度末基金残高	令和2年度末基金残高見込
減債基金	227, 997千円	109, 525千円
地域福祉基金	179, 329千円	43, 952千円
ふるさと整備基金	37, 493千円	29, 541千円
中山間ふるさと水と土保全基金	10, 552千円	6, 916千円
有線テレビ放送基金	18, 231千円	8, 188千円
世界遺産吉野ふるさとづくり基金	58, 788千円	114, 658千円
吉野桜基金	29, 803千円	12, 206千円
庁舎整備基金	70, 092千円	100, 436千円
町営住宅改修基金	31, 963千円	60, 565千円
土地開発基金	33, 931千円	34, 109千円
森林環境整備促進基金	0千円	38, 318千円
合計	698, 179千円	558, 414千円

※令和 2 年度末基金残高見込については、R03. 1月末現在における決算見込額

基金の推移



※R02については、R03. 1月末現在における決算見込額

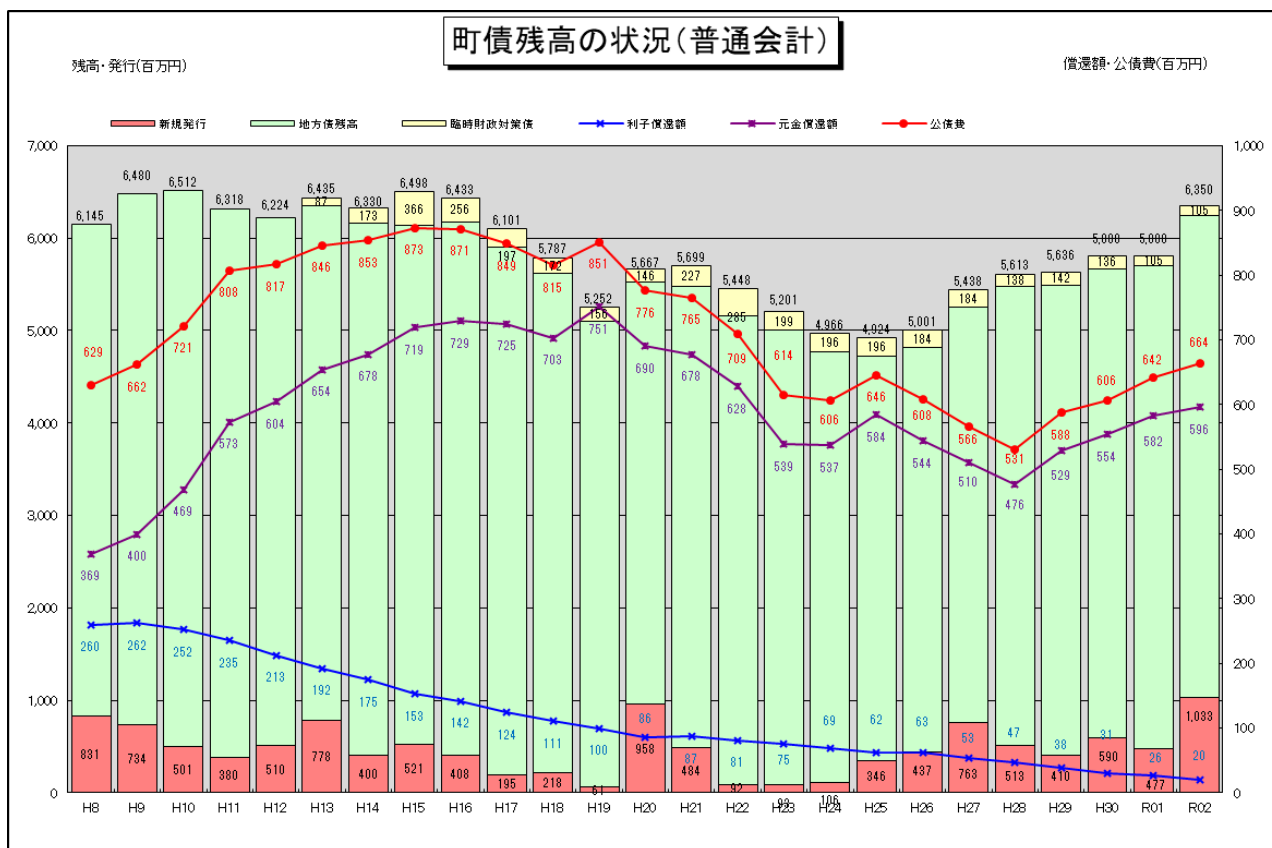
(4) 町債残高の状況

地方債(町債)とは、家計でいう、ローンにあたるものです。地方自治体では、原則赤字の穴埋め目的での借金はできません。本町では、公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかり、将来その施設を使う次世代にも経費を負担してもらうのが妥当な場合に限って町債を発行し、国などから借金をし必要な財源を確保してきました。

町債残高(まだ返済していない額)は、平成10年度がピークであり、その後は順次逡減してきました。平成13年度からは、地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられるという形となり地方債発行が増えることとなりました。この臨時財政対策債の元利償還額については、その全額が後年度、地方交付税で補填されています。平成27年度には南和広域医療企業団への負担金の財源として町債を借り入れたことにより一時的に増加しています。また、本町の地方債のほとんどが、過疎対策事業債です。過疎対策事業債は、地方債の返還金(公債費)に対してその70%が交付税で補填されています。

今後は、プライマリーバランスを考慮し、町債発行を慎重にしていかなければ、町債残高、公債費ともに増加し、将来への負担が増加することとなります。

※プライマリーバランスとは、その年度に新規発行する町債の額を、町債の償還元金の額以下に抑えることです。



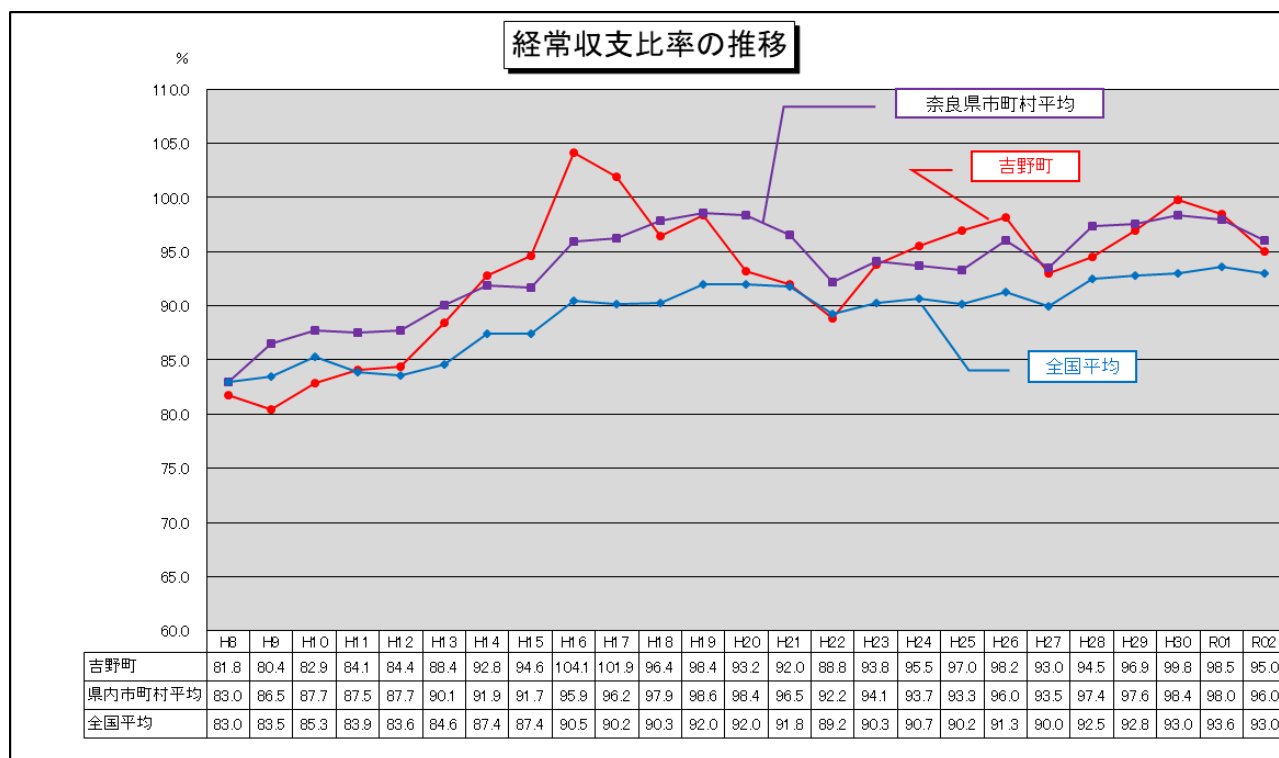
※R02については、R03. 1月末現在における決算見込額

(5) 経常収支比率の状況

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を測定するための指標で、義務的性格の経常経費(人件費・扶助費・公債費など)に、町税・地方交付税・地方譲与税を中心とする経常的な収入(一般財源)が、充当されている割合を表しています。家計に例えると、住居費・光熱水費などのような毎月確実に支出される経費が、給与のような毎月決まって得られる収入に占める割合を表したのになります。

この値が大きければ、臨時的な経費に充当可能な一般財源が少なく、財政構造の硬直化が進んでいるということになります。従来は、町村で 70～75%、市にあつては 75～80%程度が適当と言われていましたが、現状ではほとんどの市町村が適正範囲を超えています。最近では、少子高齢化、「三位一体の改革」などによる財政構造の変化などにより 90%を超えると危険水準であり、経常経費の抑制に留意が必要であると言われています。

吉野町は、平成5年度までは 73.3%と適正範囲にありましたが、平成 14 年度には 92.8%と危険水準となり平成 17 年度においては 101.9%と上昇し、深刻な財政状況となりました。平成 18 年度以降は平成 17 年度から取り組んでいる新吉野町行財政改革プログラムのもと退職者の不補充・物件費の節減などを行ってきた成果により緩やかではありますが、値が小さくなっています。しかしながら、財政が硬直化していることには変わりはなく更なる経常経費の抑制に努めなければなりません。



※R02については、R03. 1月末現在における決算見込

(6) 財政指標の状況

1) 公債費比率の状況

公債費比率とは、公債費を支払うために、歳入のうち一般財源がどのくらい使われたかを示す指標をいいます。この指標も、経常収支比率と同様に、財政の硬直化を図る目安となります。

公債費比率は、15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号といわれています。

2) 起債制限比率・実質公債費比率

従来、地方債の発行の制限指標とされてきた起債制限比率に変わって、平成 18 年度から債務負担行為、特別会計、一部事務組合などに対する繰出金等に含まれる公債費も対象とする自治体の債務(借金)をより厳密に表す指標として実質公債費比率が導入されることとなりました。

実質公債費比率は 18%以上が許可制、25%を超えると原則、地方債の許可が制限されます。

また、平成 19 年度に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が公布され、平成 20 年度決算における指標から本格的な法施行が行われています。実質公債費比率が 25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政再生団体となり、財政健全化計画又は財政再生計画の策定が義務づけられています。

3) 連結赤字比率・将来負担比率

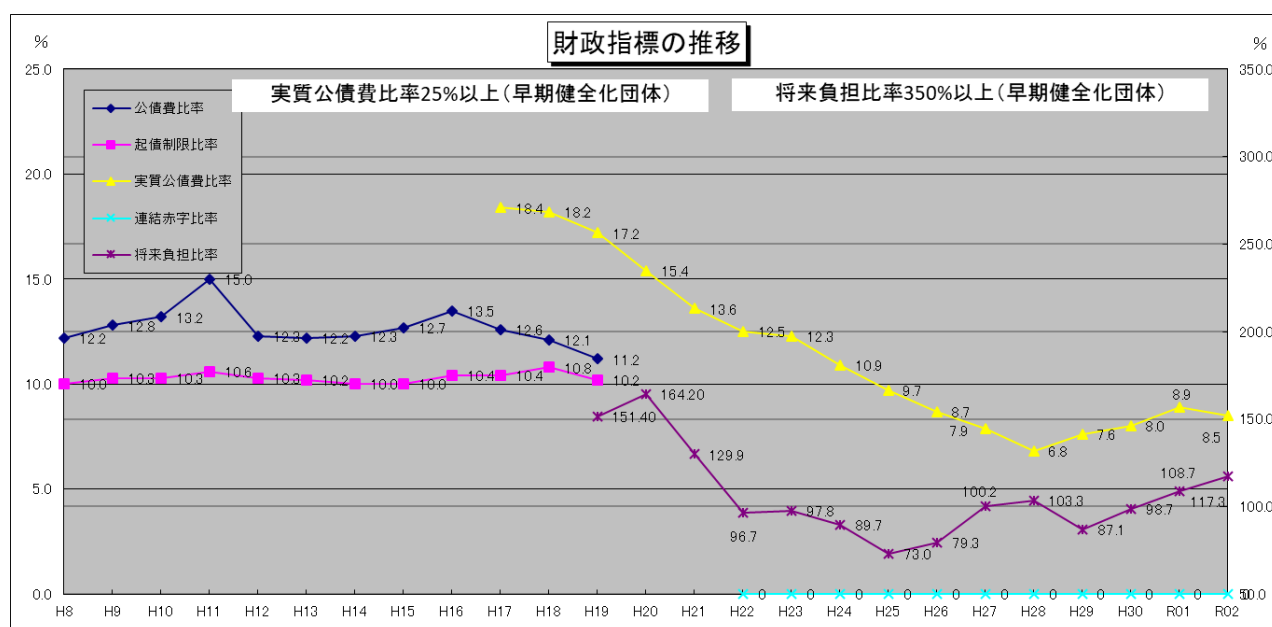
実質公債費比率と同じく「地方公共団体の財政健全化に関する法律」の施行に伴い財政健全化を判断する指標として平成19年度決算から算定をおこなっている数値です。

連結赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字(または資金の不足額)の標準財政規模に対する割合です。吉野町でいう全会計とは、一般会計・水道事業特別会計・病院

事業特別会計・簡易水道事業特別会計・下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計があります。この比率が 20%を超えると早期健全化団体、40%を超えると財政再生団体となり、財政健全化計画又は財政再生計画の策定が義務づけられています。本町の指標は、全会計において黒字であるため、負の値での標示となっています。

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき負債総額の標準財政規模に対する比率をいいます。対象範囲としては、連結赤字比率算定における対象会計並びに一部事務組合・広域連合・地方公社・第三セクター等となります。具体的には、吉野広域行政組合・市町村総合事務組合・吉野町土地開発公社等が対象となります。この比率が 350%を超えると早期健全化団体基準を超えることとなり、財政健全化計画の策定が義務づけられています。

これまでの本町の数値については、早期健全化判断基準を下回っており概ね適正な値となっています。今後については、プライマリーバランスを考慮し、町債の発行を慎重に財政運営を行っていかねば、将来の負担が増加することとなります。



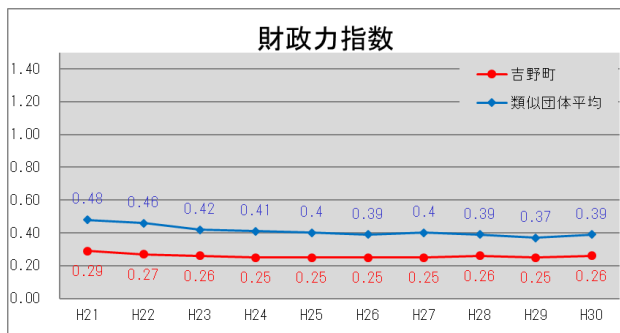
※R02については、R03. 1月末現在における決算見込

(7) 主な財政指標の全国類似団体との比較

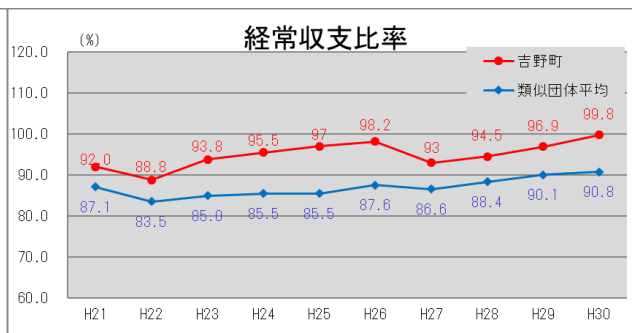
類似団体とは、「人口」及び「産業構造」により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体をいいます。

町村については15類型に分類され、平成30年度において吉野町と同じ類型には、全国で67団体、奈良県内では安堵町・川西町・三宅町・高取町・明日香村・下市町が属しています。

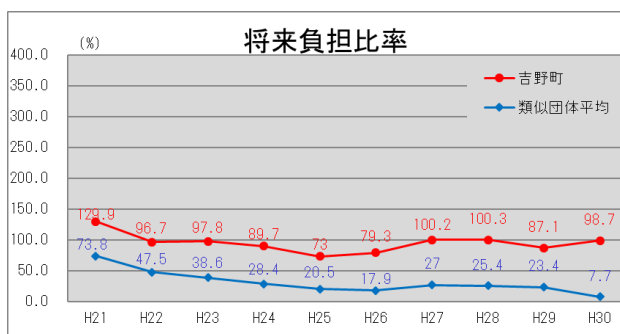
1) 財政力指数



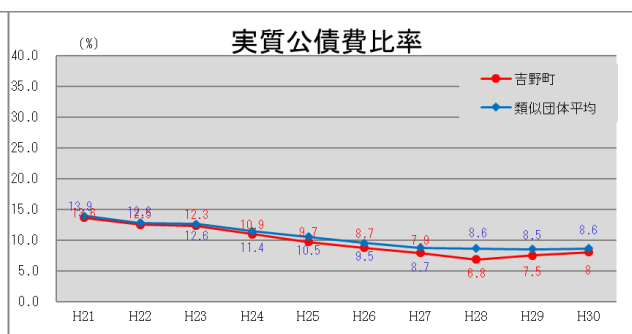
2) 経常収支比率



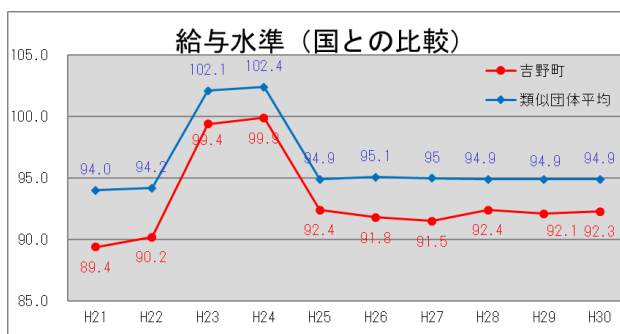
3) 将来負担比率



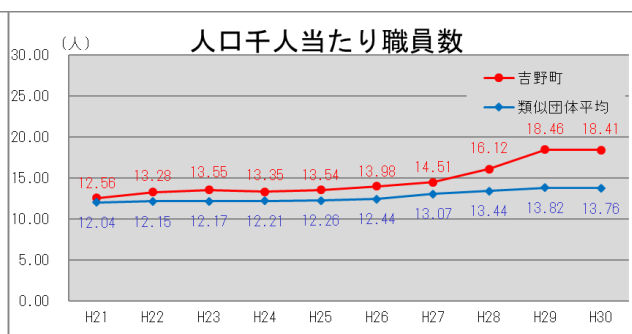
4) 実質公債費比率



5) 給与水準(ラスパイレス指数)



6) 人口千人当たり職員数



1) 財政力指数

過疎化・少子高齢化に加え、長引く景気低迷による本町の主要産業である木材関連産業の不振により税収が伸びず、また面積の約8割を森林が占める地理条件や道路事情等から企業も少なく、財政基盤が弱く類似団体平均値を下回っています。

2) 経常収支比率

平成17年度から取組んでいる行政改革プログラムのもと経常的経費の削減を行ったことにより、類似団体平均に近づく数値となってきましたが、依然高い状況に変わりなく、財政構造の弾力性を失っている状況が続いています。

今後も引き続き起債の借入額の適正化や定員管理計画に基づく職員数の削減、物件費・補助費等の削減を行うことにより、類似団体平均値以下となるよう改善に努めなければなりません。

3) 将来負担比率

起債償還のピークが終了したことにより、減少傾向にあるものの依然類似団体平均値を上回っています。

将来負担比率が高い要因としては、充当可能基金の額が類似団体と比較して少ないことが将来負担比率算定に影響していることがあげられます。今後は後世への負担を少しでも軽減するよう起債発行をより一層慎重に行い計画的な事業執行や繰上償還を行い、類似団体平均に近づくよう町債残高の削減に努めなければなりません。それだけでなく、基金総額についても安易な崩しをつつしみ、財政調整基金や減債基金を中心に基金の増額に努める必要があります。

4) 実質公債費比率

起債償還のピークが終了したことにより、類似団体平均値に近い値で推移しています。今後もプライマリーバランスを考慮し、町債発行を慎重にしていかなければ、町債残高、公債費ともに増加し、将来への負担が増加することとなります。

5) 給与水準（ラスパイレス指数）

平成18年度から平成21年度まで職員給与費の抑制対策として本給の減額（3.5%カット）を行ってきたため類似団体平均値を大きく下回る数値となっています。また、平成23～24年度は、東日本大震災の復興財源の確保などのため、2年間に限って実施されている国の給与カットにより一時的に低下した国の給与水準を基礎としたため、上昇した結果となっています。

今後も適正な給与水準を維持するため、引き続き情勢の変化に応じた見直しが必要です。

6) 人口千人当たり職員数

類似団体平均値に近づきつつあるものの、弱干上回る数値で推移しています。平成21年度に定員適正化計画を策定しましたが、今後も適正人員の配置等を含め人事管理制度の改革を行い類似団体平均値を下回るよう努める必要があります。

2 今後の財政収支の見通し

(1) 第5次総合計画との関係

第5次総合計画は、吉野町の目指すべき将来像を掲げ、その実現のための基本的な方向と体系的な施策内容を示すとともに、その実現に向けた行政全般にわたる具体的な事業を明らかにすることを目的として策定した計画です。

この総合計画を実現するためには、財政的な裏付けに基づいて施策などが実施されなければなりません。

こうしたことから、財政計画と総合計画は、施策や事業を厳選し、より実効性を高めていくため、相互に連携する親密な関係でなければなりません。

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

この計画は、一般会計について、歳入は財源別、歳出は目的別に試算しました。特別会計については、繰出金・補助費等で計上しています。

(3) 試算前提条件

令和3年度から令和7年度までの各試算前提条件については、第5次総合計画前期基本計画の施策に紐付く事業一覧に基づき要求されている実行計画の額に、行財政改革の推進を加味した額を計上しています。なお、個別の推計方法については、以下の条件により推計しています。

【歳入の試算条件】

【町 税】

・町民税

個人均等割 令和3年度予算をベースに毎年3%減少するものとして推計。

個人所得割 令和3年度予算をベースに毎年3%減少するものとして推計。

法人均等割 令和3年度予算をベースに固定。

法人税割 令和3年度予算をベースに固定。

・固定資産税 評価替等を加味して推計。

・軽自動車税 令和3年度予算をベースに固定。

・たばこ税 令和3年度予算をベースに毎年8%減少するものとして推計。

・入湯税 令和3年度予算をベースに固定。

【譲与税・交付金】

・森林環境譲与税 段階的に増額するものとして推計。

・ゴルフ利用税交付金 段階的に減少するものとして推計。

・他の譲与税・交付金 令和3年度予算をベースに固定。

【地方交付税】

・普通交付税

基準財政需要額

個別定経費

令和 2 年度決算見込をベースに令和 3 年度は 6.46%減少。

令和 4 年度以降については固定。

包括算定経費

令和 2 年度決算見込をベースに令和 3 年度は 6.38%減少。

令和 4 年度以降については 4.54%減少。

公債費

積上げにより推計。

臨時財政対策債振替相当額

令和 3 年度決算見込額が継続するものとして推計。

基準財政収入額

積上げにより推計。

・特別交付税

令和 3 年度決算見込額で固定。

【使用料・手数料】

第5次総合計画前期基本計画の積上げにより推計。

【国・県支出金】

第5次総合計画前期基本計画の積上げにより推計。

【財産収入】

令和 3 年度決算見込額で固定。

【寄附金】

第5次総合計画前期基本計画の積上げにより推計。

【繰入金】

第 5 次総合計画前期基本計画の事業のもと取崩しを想定し推計。

【諸収入】

第5次総合計画前期基本計画の積上げにより推計。

【町債】

第5次総合計画前期基本計画をもとに具体的事項の積上げを推計。臨時財政対策債は、令和 3 年度決算見込額で固定。

【歳出の試算条件】**【行財政改革の推進】**

物件費及び維持補修費を28%削減するものとする。

【人件費】

今後5カ年の定年退職者数と組織の持続性を堅持するための必要最低限の新規採用者数を見込み、普通会計に属する職員の積み上げにより推計。その他の人件費については、第4次総合計画後期基本計画の積み上げ推計。

【物件費】

第4次総合計画後期基本計画での事業費を積み上げたうえで、行財政改革を加味し推計。

【維持補修費】

第4次総合計画後期基本計画での事業費を積み上げたうえで、行財政改革を加味し推計。

【扶助費】

第5次総合計画前期基本計画の積み上げにより推計。

【補助費等】

各特別会計・一部事務組合等への補助費については、各会計の見込みを基本に積み上げにより推計。また、各種補助金・交付金については、第5次総合計画前期基本計画の積み上げにより推計。

【公債費】

既発行債の償還計画に加え、新規起債発行については、第5次総合計画前期基本計画により償還額を各年度ごとの積み上げにより推計。

【積立金】

預金利息のみの積立を想定。

【繰出金】

特別会計への繰出金については、各会計の見込みを基本に積み上げにより推計。

【投資的経費】

第5次総合計画前期基本計画の具体的事項の積み上げにより推計。

以上の試算前提条件を基に、計画期間(令和3年度から令和7年度)の歳入歳出の収支見通しを表したものが次の表になります。

3 中期財政計画の推計

(1) 歳入歳出の推計

歳 入

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		当初予算	計画	計画	計画	計画
	町 税	700,143	680,931	655,782	643,308	618,738
	地方譲与税	70,500	78,784	78,784	87,069	87,069
	利子割交付金	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
	配当割交付金	3,869	3,869	3,869	3,869	3,869
	株式等譲渡所得割交付金	2,616	2,616	2,616	2,616	2,616
	法人事業税交付金	6,504	6,504	6,504	6,504	6,504
	地方消費税交付金	161,034	161,034	161,034	161,034	161,034
	環境性能割交付金	1,528	1,528	1,528	1,528	1,528
	ゴルフ利用税交付金	25,944	22,699	21,274	19,939	18,688
	地方特例交付金	896	896	896	896	896
	地方交付税	2,456,671	2,422,724	2,464,008	2,423,687	2,405,932
	うち普通地方交付税	2,076,671	2,042,724	2,084,008	2,043,687	2,025,932
	うち特別地方交付税	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	交通安全対策特別交付金	911	911	911	911	911
	分担金及び負担金	3,309	3,000	3,000	3,000	3,000
	使用料及び手数料	94,962	90,000	90,000	90,000	90,000
	国庫支出金	680,456	290,955	305,007	289,555	288,555
	県支出金	292,168	250,019	239,830	224,389	238,945
	財産収入	35,657	35,000	35,000	35,000	35,000
	寄付金	158,302	155,000	155,000	155,000	155,000
	繰入金	201,061	150,000	130,000	230,000	300,000
	繰越金	200,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	諸収入	97,967	140,468	88,310	89,984	89,294
	町債	1,054,400	301,900	644,600	298,700	298,700
	うち臨時財政対策債	187,000	187,000	187,000	187,000	187,000
歳入合計		6,250,000	5,099,940	5,389,055	5,068,091	5,107,381

歳 出

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		当初予算	計画	計画	計画	計画
	議会費	68,461	67,249	67,249	67,249	67,249
	総務費	910,148	844,490	839,469	862,327	838,573
	民生費	1,228,767	1,244,380	1,256,452	1,258,901	1,284,828
	衛生費	821,433	813,608	1,137,319	797,589	798,949
	農林水産業費	214,050	183,793	155,334	154,103	158,719
	観光商工費	339,847	302,994	351,338	324,442	319,785
	土木費	355,476	334,546	301,143	305,077	292,108
	消防費	650,438	391,869	391,599	391,767	391,784
	教育費	1,092,037	394,047	296,358	290,185	290,001
	災害復旧費	23,060	23,060	23,060	23,060	23,060
	公債費	544,283	497,904	567,734	591,391	640,325
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
歳出合計		6,250,000	5,099,940	5,389,055	5,068,091	5,107,381
歳入歳出差引		0	0	0	0	0

(2) 基金の推計

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	計画	計画	計画	計画	計画
・財政調整基金	450,549	350,549	250,549	150,549	549
・減債基金	44,452	44,274	44,274	40,274	274
・その他特定目的基金	357,985	308,163	278,163	152,163	42,163
中山間ふるさと水と土保全基金	0	0	0	0	0
地域福祉基金	24,350	0	0	0	0
ふるさと整備基金	23,879	23,879	16,429	0	0
有線テレビ放送基金	6,673	5,673	4,673	657	657
世界遺産・吉野ふるさとづくり基金	83,210	83,210	83,210	0	0
庁舎整備基金	100,489	100,489	100,489	100,489	489
吉野桜基金	6,492	6,492	6,492	6,492	6,492
町営住宅改修基金	55,367	40,367	30,367	10,367	367
森林環境整備促進基金	23,367	13,895	2,345	0	0
土地開発基金	34,158	34,158	34,158	34,158	34,158
合 計	852,986	702,986	572,986	342,986	42,986

(3) 町債残高の推計

(単位：千円)

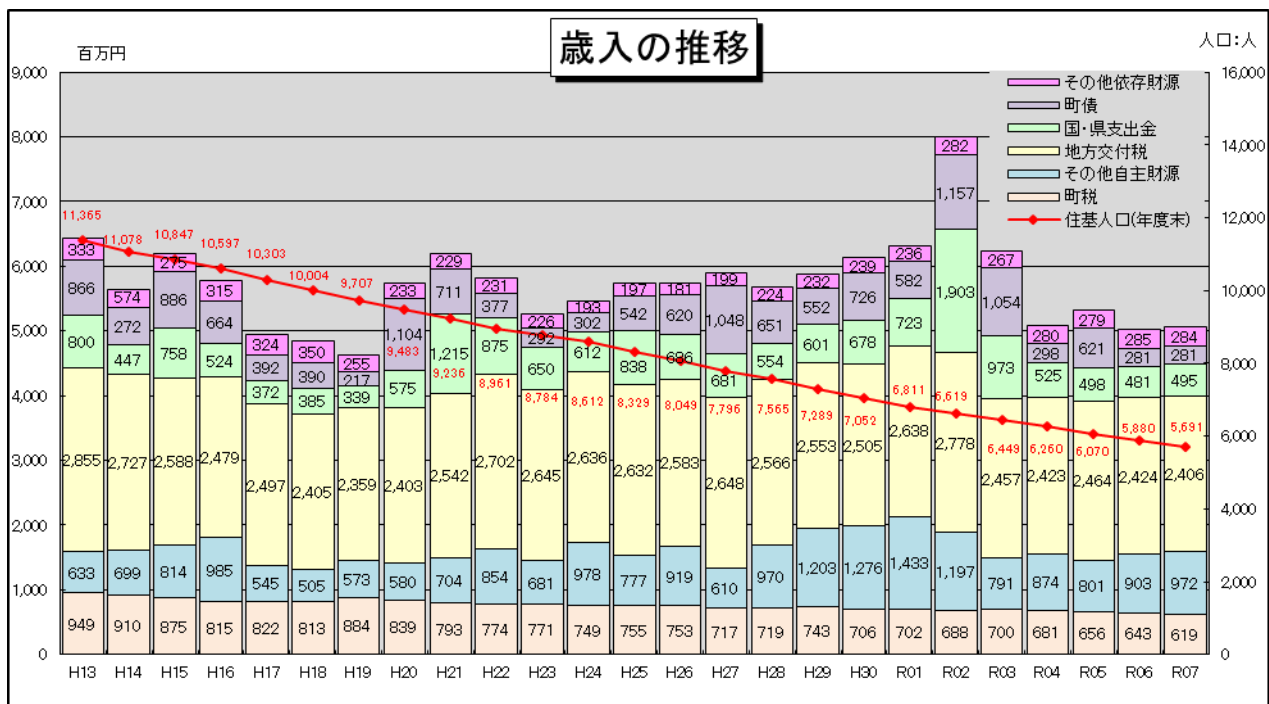
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	計画	計画	計画	計画	計画
地方債残高	6,875,997	6,693,631	6,813,484	6,592,054	6,320,958

(4) 財政健全化判断比率の推計

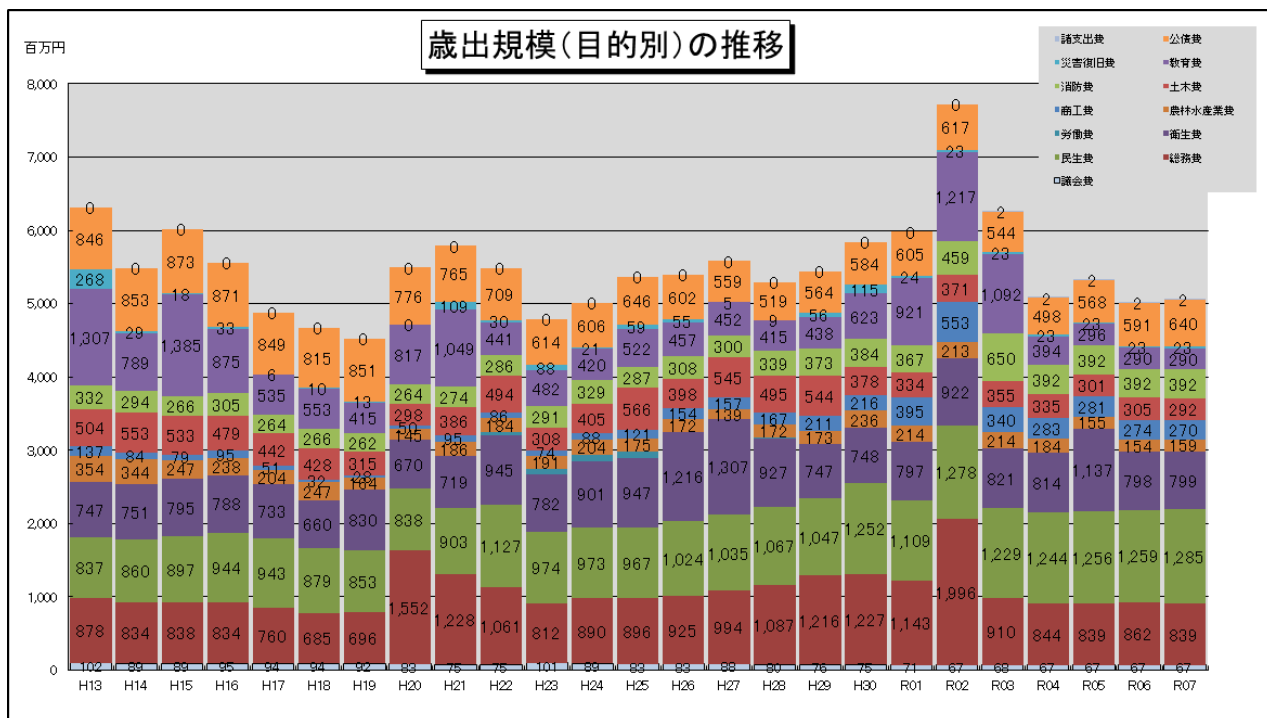
(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	計画	計画	計画	計画	計画
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結赤字比率	—	—	—	—	—
将来負担比率	124.8	124.9	132.6	137.3	144.4
実質公債費比率	8.8	8.7	8.8	9.5	11.2

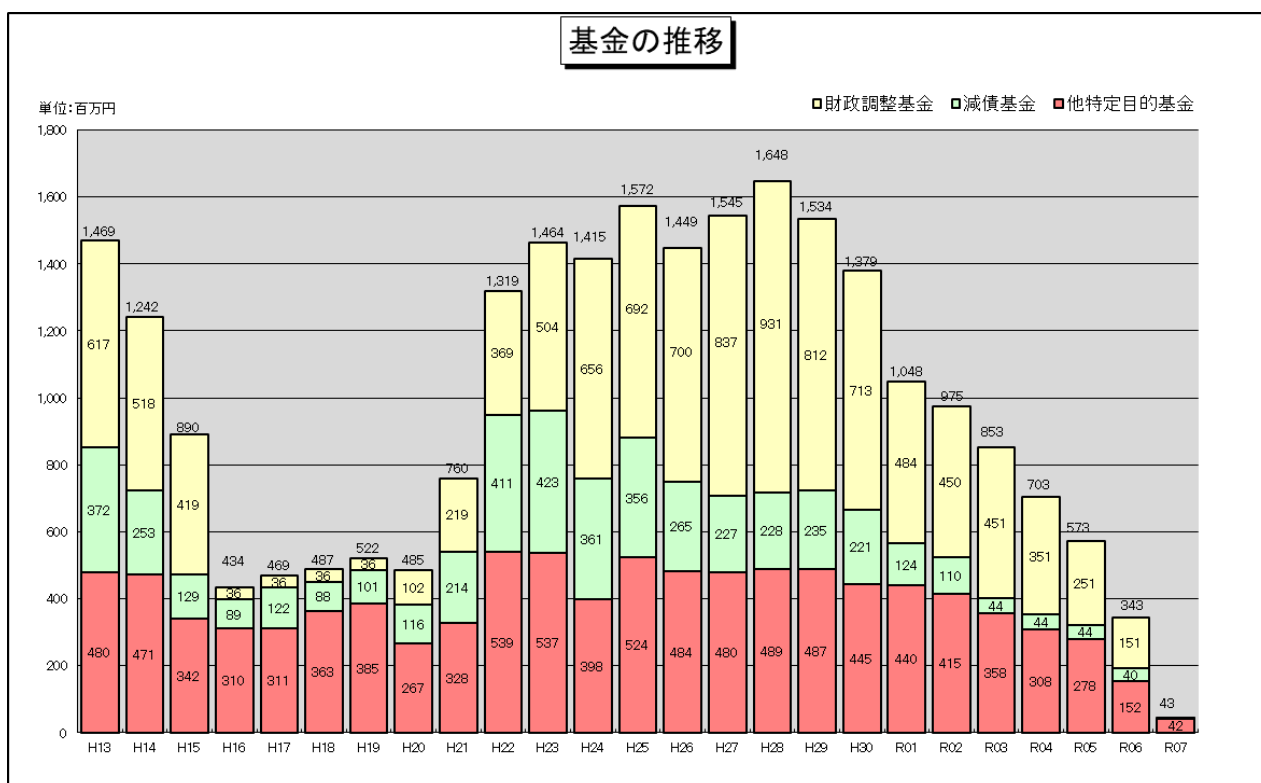
◆歳入の推計



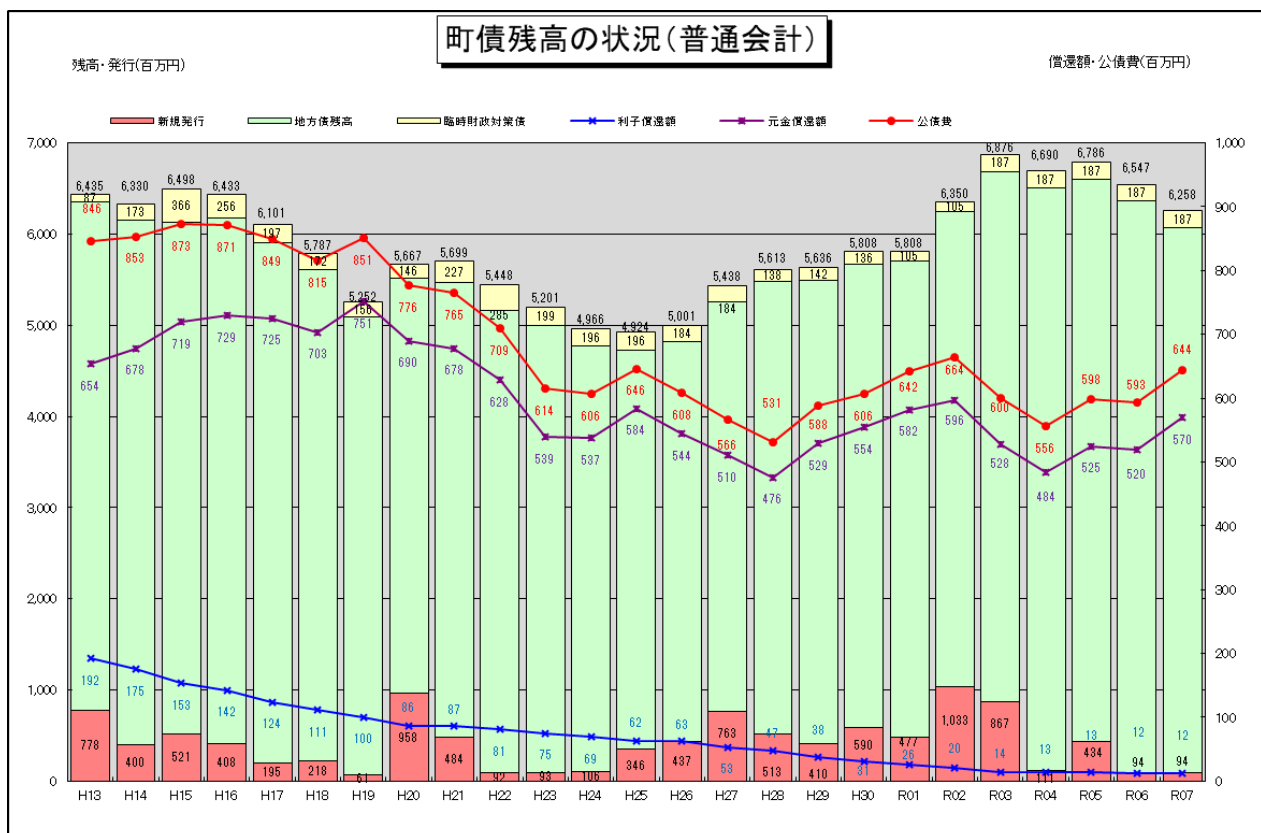
◆歳出の推計



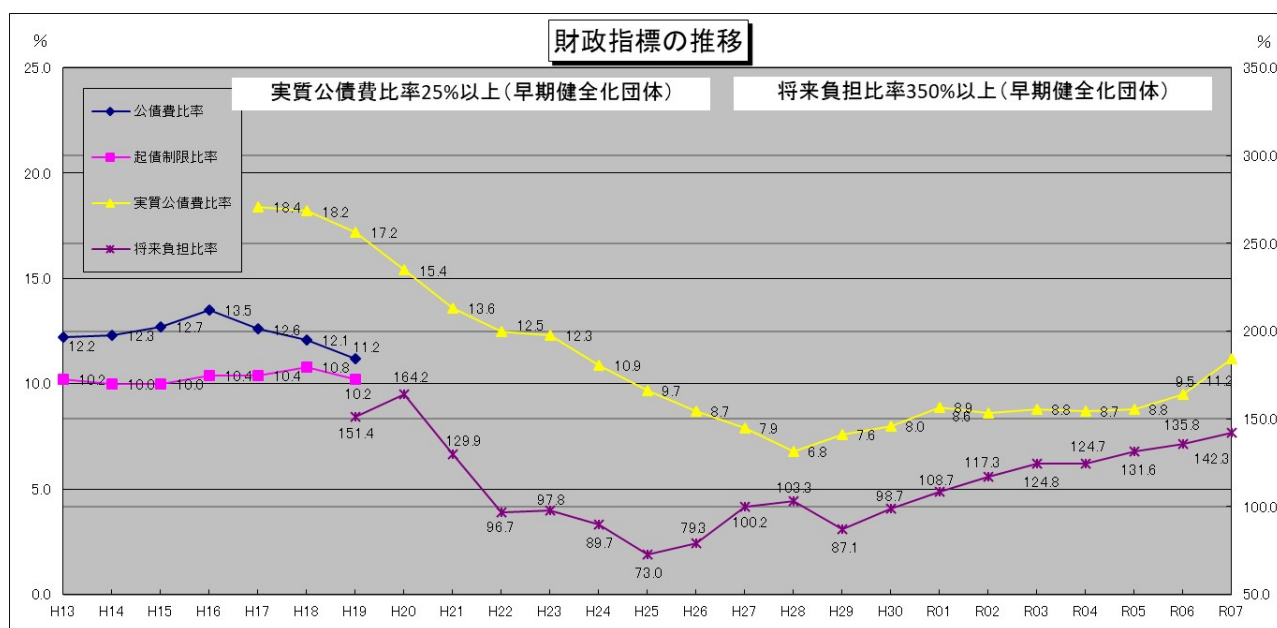
◆ 基金の推計



町債残高の推計



◆財政健全化判断比率の推計



※実質赤字比率・連結赤字比率については、赤字決算となる見込みがないため、未表示となります。

実質公債費比率については、3カ年の平均値を表示しています。

4 中期財政計画の見直しと公表

この中期財政計画は、計画策定時における地方財政制度を前提として、一定の仮定のもとに試算したものです。したがって、毎年度ごとに社会情勢の変化国の動向等を踏まえ、計画内容等について、必要に応じて見直しを行っていきます。また、見直しを行った計画については町の広報紙やホームページで公表します。